

令和6年第2回（6月）定例会

議案説明

令和6年6月11日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田市土地開発公社の令和5年度決算概要及び令和6年度事業計画概要について	1
報告第2号	繰越明許費予算の繰越しについて	2
報告第3号	水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	2
報告第4号	下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	2
議案第45号	令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について	3
議案第46号	令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について	3
議案第47号	令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について	4
議案第48号	山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第49号	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第50号	山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	4

本日は、令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市土地開発公社の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

令和 5 年度決算については、公有地取得事業、土地造成事業とも用地の取得及び買収はありません。

一方、収益的収支においては、畑田^{はただ}団地の売却等により、1,296 万 9,805 円の事業収益があり、結果的に 636 万 6,001 円の損失となりました。その結果、年度末剰余金の合計は 2 億 1,482 万 8,666 円となっています。

次に令和 6 年度事業計画については、用地売却事業として小野田・楠企業団地、駅南総合開発用地等を売却する予定にしています。土地造成事業としましては小野田・楠企業団地の工事費等として 200 万円の支出を予定しています。収益的収支においては、事業収益等 2 億 233 万 9,000 円の収入、事業原価等 1 億 9,349 万 6,000 円の支出を予定しています。

土地開発公社の運営につきましては、今後とも、土地開発公社本来の目的達成のため業務の健全なる運営ができますよう適切なる指導を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

それでは、報告第 2 号から報告第 4 号までについて、御説明いたします。

報告第 2 号は、令和 5 年度繰越明許費予算の繰越しであります。

一般会計予算において、戸籍情報システム改修事業、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、埴生漁港整備事業、駅舎バリアフリー化整備事業、土砂災害警戒区域災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業等 21 事業について、その経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 3 号及び報告第 4 号は、令和 5 年度建設改良費予算の繰越しについてであり、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものであります。

報告第 3 号は、水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 5 年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、配水施設改良事業にて 1 億 3,300 万円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 4 号は、下水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 5 年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、公共下水道建設事業にて 4 億 8,115 万 9,600 円を、農業集落排水施設機能強化事業にて 778 万 2,500 円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

引き続き、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 45 号から議案第 47 号までは、令和 6 年度の補正予算であります。

議案第 45 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、きらら交流館再整備事業、児童手当支給事業、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業等、取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 3 億 1,089 万 8,000 円を追加し、予算総額を 336 億 622 万 6,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 1 億 5,646 万円、県支出金 1,903 万 1,000 円、繰入金 1,907 万 7,000 円、諸収入 1 億 5,553 万円、市債 80 万円をそれぞれ増額し、分担金及び負担金 3,000 万円、使用料及び手数料 1,000 万円をそれぞれ減額しております。

次に歳出については、総務費では、きらら交流館再整備事業、コミュニティ活動助成事業として 537 万 9,000 円を増額し、民生費では、介護保険特別会計繰出金の調整に伴う減はあるものの、児童手当支給事業、第 2 子以降保育料無償化事業、障害者相談支援事業に係る補償金等の増により 1 億 6,139 万 3,000 円を増額しております。

次に衛生費では、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助事業等として 1 億 4,412 万 6,000 円を増額しております。

なお、地方債の補正として、借入限度額の変更をしております。

議案第 46 号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証について、関係法令に基づき、令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴う関連経費を計上するための補正であり、歳入歳出それぞれ 870 万 1,000 円を追加し、予算総額を 71 億 4,016 万 1,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳出については、システム改修委託料等として、総務費

870万1,000円を増額しております。これに伴う特定財源として、歳入については、国庫支出金870万1,000円を増額しております。

議案第47号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算総額を66億9,873万5,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、支払基金交付金335万5,000円を増額し、繰入金245万5,000円を減額しております。

次に歳出については、介護報酬改定に伴うシステム改修として総務費40万9,000円、診療報酬支払基金の令和5年度の精算に伴う償還金として諸支出金49万1,000円をそれぞれ増額しております。

議案第48号は、山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正であります。

これは、条例第2条第4号中の認定事業者の規定で、令和6年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業者を対象としておりますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され期間延長されたことに伴い、本市の条例においても期間を令和8年3月31日までとするものであります。

議案第49号は、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部改正であります。

これは、指定障害福祉サービス事業所まつば園が行っているサービスの実態に合わせて、所要の改正を行うものであります。

議案第50号は、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証の新規発行を終了し、新たに資格確認書等を発行することに対応するよう山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。